

砥部町立宮内小学校いじめ防止基本方針

令和6年4月8日改訂

1 いじめに対する本校の基本的な考え方

(1) いじめの定義

児童に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している等、当該児童と一定の人的関係のある者から、心理的・物理的な影響を与える行為（インターネット・携帯電話等を通じて行われるものを含む）を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているものと定義する。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。（「いじめ防止対策推進法」より）

なお、けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、表面的、形式的に判断することなく、いじめられた児童の立場に立ち、行為の起ったときの児童本人や周囲の状況等を客観的に確認し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

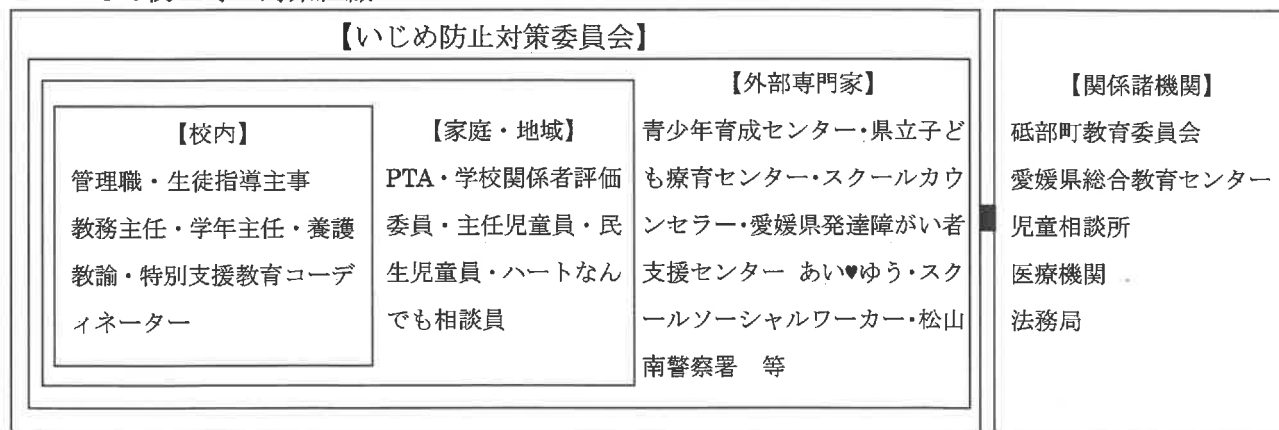
（改訂 愛媛県いじめ防止等のための基本的な方針参考）

(2) いじめに対する基本的な考え方

いじめ問題に迅速かつ組織的に対応するために、いじめに対する認識を全教職員で共有する。そして、いじめは、どの学校・どの学級でも起こりうるものという基本認識に立ち、すべての児童を対象に家庭、地域及び関係機関等と連携し、未然防止・早期発見・早期対応に取り組む。

なお、特定の教職員が、いじめに係る情報を抱え込み、報告を行わなかった場合は、法の規定に違反し得ることを徹底する。

2 いじめ防止等の対策組織



- ※ 校内のいじめ防止対策委員会は、各学期に定例会を行う。
- ※ いじめ事案発生時は緊急に開催し、状況に応じて会を構成する。
- ※ 年間計画を策定し、組織体制を整え、学校全体でいじめ防止に取り組み、定期的に見直し、改善を加える。

3 いじめ未然防止のための取組

(1) 学級経営の充実

ア ソーシャルスキルトレーニングやグループエンカウンターを実施したり、言葉遣いなどの言語環境を整備したりして、一人一人が活躍できるよりよい集団づくりに努める。

イ 分かる・できる授業の実践に努め、児童一人一人が成就感や充実感をもてる授業の実践に努める。

(2) 道徳教育の充実

ア 道徳の授業を通して、道徳的な判断力、心情、実践意欲や態度を育成する。

イ すべての教育活動において道徳教育を実践し、人権尊重の精神や思いやりの心を育てる。

(3) 相談体制の整備

ア 毎月のJRC週間時の朝の時間等を利用して、学級担任より教育相談を行い、児童一人一人の実態を十分に把握し、児童理解に努める。

イ ハートなんでも相談員やスクールカウンセラーと連携し、教育相談の充実に努める。

(4) 異年齢集団（縦割り班）活動の充実

異年齢集団（縦割り班）活動の中で協力したり協調したりすることを学習し、人とよりよく関わる力を身に付けさせる。

(5) インターネット等を通じて行われているいじめに対する対策

全校児童のスマホや携帯、インターネットに関する使用状況調査を行い、状況把握に努めるとともに、児童に情報モラル教育をするなどして、迅速に対応する。また、教師がネットの現状や関連法令を十分に把握し、研修等を通して必要な知識を得る。

(6) 学校間相互の連携協力体制の整備

中学校や幼稚園・保育所と情報交換や交流学习を行い、思いやる心や関わる力を身に付けさせる。

(7) 教職員の資質向上

いじめに対応する全ての教職員について、いじめの定義や態様、認知方法等、認知する方法やいじめが起きたときの対処法などの研修を行い、いじめに関する実践的な対応力の向上を図る。

4 いじめの早期発見のための取組

(1) 保護者や地域、関係機関との連携

児童、保護者、学校の信頼関係を築き、円滑な連携を図る。保護者からの相談には家庭訪問や面談により、迅速かつ誠実な対応に努める。また、必要に応じて教育委員会、児童相談所、あい・ゆう、中学校、警察などの関係諸機関と連携して課題解決に臨む。

(2) 「心のアンケート」実施

毎月「心のアンケート」を実施する。また「心のアンケート」をもとに一人一人の児童と教育相談を行い、思いを汲み取る。

(3) 教育相談の実施

毎月のJRC週間を教育相談期間とし、児童理解を図る。

(4) ノート・日記指導

休み時間や放課後の課外活動の中で児童の様子に目を配ったり、個人ノートや日記などから交友関係や悩みなどを把握したりする。

(5) 児童に対する情報交換

毎月1回、または必要に応じて生徒指導部会や職員会を利用し、全教職員で児童の情報交換を行い、指導方法や対応等について共通理解を図る。

5 いじめの早期解決のための取組

(1) いじめに関する相談を受けた場合、速やかに管理職に報告し、事実の有無を確認する。その際、いじめを受けている児童やいじめを知らせにきた児童の安全を確保する。

(2) いじめの事実が確認された場合は、生徒指導部会を開き、組織的な対応を行い協議する。

(3) いじめを止めさせその再発を防止するため、いじめを受けた児童・保護者に対する支援と、いじめを行った児童への指導とその保護者への助言を継続的に行う。

- (4) いじめを受けた児童が安心して教育を受けられるために、必要があると認められるときは保護者と連携を図りながら、一定期間、別室等において学習を行うなどの措置を講ずる。
- (5) 事実に係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。
- (6) 犯罪行為として扱うべきいじめについては、教育委員会及び警察署等と連携して対処する。
- (7) ネット上の不適切な書き込み等については、直ちに削除する措置をとる。なお、児童の生命、身体または財産に重大な被害が生じるおそれがあるときには、直ちに警察署に通報する。

6 重大事態への対処

(1) 重大事態の定義（「いじめ防止対策推進法」より）

- ア いじめにより児童などの生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合。
- イ いじめにより児童が相当の期間学校を欠席する（年間30日を目安とし、一定期間連続して欠席している場合も含む）ことを余儀なくされている疑いがあると認められる場合。
- ウ 児童や保護者から「いじめられて重大事態に至った」という申し立てがあった場合。

(2) 重大事態への対処

- ア 重大事態が発生した旨を町教育委員会に速やかに報告する。
- イ 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- ウ 上記組織を中心として事実関係を明確にするための調査を実施するとともに、関係諸機関との連携を適切にとる。
- エ 上記調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。その後、必要な措置を取る。

7 家庭・地域との連携

(1) 各家庭(PTA)での取組

- ア 子どもに関心をもち、寂しさやストレスに気付くことのできるような啓発を行う。（PTA 教育講演会の実施等）
- イ 子どもの頑張りをしっかり認めて褒めること、いけない時にははっきりと叱ることの実践及び啓蒙活動を行う。
- ウ 父親の子育てへの積極的参加の啓発を行う。

(2) 地域での取組

- ア 子どもたちへの積極的な挨拶と声掛けを依頼し、実践化につなげる。
- イ 公園や近所等で困っている子どもへの積極的な声掛けと学校（保護者）への連絡を依頼する。

8 学校評価における留意事項

- (1) いじめを隠ぺいせず、いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の二点を学校評価の項目に加え、適切に自校の取組を評価する。
 - ア いじめの早期発見に関する取組に関すること
 - イ いじめの再発を防止するための取組に関すること

—付則—

- ・この基本方針は、平成26年3月1日より実施する。
- ・平成27年4月4日継続了承 ・平成28年4月4日改訂了承
- ・平成29年4月5日継続了承 ・平成30年4月10日改訂了承
- ・2019（平成31）年4月4日改訂了承 ・2020年4月13日改訂了承
- ・令和6年4月8日改訂了承